

第四十三回国会
衆議院
建設委員會
會議第十号

昭和三十三年三月十三日(水曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 福永 一臣君

理事 薩摩 雄次君 理事 瀬戸山 三男君

理事 二階堂 進君 理事 石川 次夫君

理事 岡本 隆一君 大沢 雄一君

井原 岸高君 丹羽 喬四郎君

砂原 格君 山口 好一君

堀内 一雄君 三宅 正一君

佐野 憲治君 田中 幾三郎君

出席政府委員

建設政務次官 松澤 雄藏君

建設技官 谷藤 正三君

(都市局長) 前田 光嘉君

建設事務官 前田 光嘉君

(住宅局長) 前田 光嘉君

委員外の出席者

日本電信電話公 大橋 八郎君

社総裁 日本電信電話公 千代 健君

社営業局長 参考人(日 水野 岑君

本住宅公団理事) 本住宅公団理事) 山口 乾治君

専門員 山口 乾治君

三月十二日

山形市西部地区に循環道路建設の請願(牧野寛君紹介)(第二一六八号)同(牧野寛君紹介)(第二二八三号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件
住宅金融公庫法及び日本住宅公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二二号)

屋外広告物法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)(予)建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三九号)(予)

○福永委員長 これより会議を開きます。

予備審議のため本委員会に付託されております屋外広告物法の一部を改正する法律案及び建築基準法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

屋外広告物法の一部を改正する法律案

屋外広告物法の一部を改正する法律屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「都道府県は」の下に「、条例で定めるところにより」を加える。
第七条に次の一項を加える。
3 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物がはり紙であるときは、その違反に係るはり紙をみずから除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、そのはり紙が、条例で定める適用除外例に明らかに該当しないと認められるにかならず、その許可を受けないではり紙されているとき、

その他そのはり紙が第三条から第五条までの規定に基づく条例に明らかに違反してはらわれていると認められるときに限る。

附則

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

理由

市街地等の美観風致を維持するため屋外広告物法に基づく条例に明らかに違反してはらわれたはり紙を行政庁がみずから除却することができるとする等の必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

建築基準法の一部を改正する法律案

建築基準法の一部を改正する法律建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五十九條の二」を「第五十九條の三」に改める。
第三条第三項第二号ハ中「特定街区」を「容積地区」に改める。
第六条第六項中「二万円」を「十万円」に改める。
第三十五條の二中「特殊建築物」の下に「、高さ三十一メートルをこえる建築物」を加える。
第五十六條第三項中「合計」を「合計。以下この節において同じ。」に改める。
第五十九條の二第二項中「建築物の

高さの最高限度」を「建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合並びに建築物の高さの最高限度」に改め、「別表第五の欄の各項目に掲げる」を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 特定街区内においては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合及び建築物の高さは、これらについて第一項の規定により定められた限度以下でなければならない。

4 特定街区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、建築物の地盤面下の部分及び建設大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものを除き、第一項の規定により定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。
第五十九條の二第五項中「別表第五の欄の各項目に掲げる」を削り、「前六条」を「前七条」に改め、同条を第五十九條の三とし、第五十九條の次に次の一条を加える。
(容積地区)
第五十九條の二 建設大臣は、都市計画又は土地利用上必要があると認める場合においては、都市計画法の定める手続によつて、都市計画の施設として、別表第五の欄の各項目に掲げる容積地区を指定することができる。

2 別表第五の欄の各項目に掲げる容積地区内においては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、同表(容積)の当該各項目に掲げる限度以下であり、かつ、当該建築物の前面道路(二以上あるときは、その幅員の最大なもの。以下この項において同じ。)が十二メートル未満である場合においては、当該前面道路の幅員のメートルの数値に十分の六を乗じたもの以下でなければならない。

3 建築物の敷地が第四十四條第二項に規定する計画道路(以下この項において「計画道路」という。)に接する場合又は当該敷地内に計画道路がある場合においては、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該計画道路を前項の前面道路とみなして、同項の規定を適用するものとする。この場合において、同項中「敷地面積」とあるのは「敷地のうち計画道路に係る部分を除いた部分の面積」とする。

4 次の各号の一に該当する建築物で特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの延べ面積の敷地面積に対する割合は、第二項の規定にかかわらず、その許可の限度内において同項の規定による限度をこえるものとすることができる。

一 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物
二 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建

建築物

三 その敷地内に当該地方公共団体の条例で定める規模以上の空地を有し、かつ、その敷地面積が当該条例で定める規模以上である建築物

5 別表第五の欄の各項に掲げる容積地区内においては、建築物の各部分の高さは、次の各号に掲げるもの以下でなければならない。

一 住居地域内においては、当該部分から隣地境界線までの水平距離の一・二五倍に二十メートルを加えたもの

二 住居地域外においては、当該部分から隣地境界線までの水平距離の二・五倍に三十一メートルを加えたもの

6 建築物の敷地が公園、広場、川又は海その他これらに類するものに接する場合、建築物の敷地と隣地との高低の差が著しい場合その他隣地に関する特別事情がある場合における当該隣地との関係についての前項の規定の適用の緩和する措置は、政令で定める。

7 第四十八条第二項の規定は第一項の規定による指定をする場合に、第五十七条第三項の規定は第三項及び第四項の規定による許可をする場合に準用する。

8 別表第五の欄の各項に掲げる容積地区内の建築物については、第五十七条及び第五十八条第一項第二号の規定は、適用しない。

第八十二条中「裁定又は同意」と同意又は第九十四条第一項の審査請求に対する裁決に改める。

第八十五条第一項中「建設大臣」を

「都道府県知事」に改める。

第八十六条第一項中「第五十九条の二第三項」を「第五十九条の二第二項から第六項まで、第五十九条の三第三項」に改める。

第八十六条の二中「若しくは第四項」の下に、「第五十九条の二第二項」を加える。

第九十九条第一項第五号中「第五十九条の二第三項若しくは第四項」を「第五十九条の二第二項若しくは第五項、第五十九条の三第三項若しくは第四項」に改め、同項第十二号中「第二項」を「第三項」に改める。

別表第五を次のように改める。

別表第五 容積地区の種別及び容積地区内の建築物の制限

(イ) 容積地区の種別	(ロ) 延べ面積の敷地面積に対する割合
	(ハ) 容積率
第一種容積地区	十分の十以下
第二種容積地区	十分の二十以下
第三種容積地区	十分の三十以下
第四種容積地区	十分の四十以下
第五種容積地区	十分の五十以下
第六種容積地区	十分の六十以下
第七種容積地区	十分の七十以下
第八種容積地区	十分の八十以下
第九種容積地区	十分の九十以下
第十種容積地区	十分の百以下

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政

令で定める日から施行する。ただし第八十二条、第八十五条及び第九十条第一項第十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

3 この法律の施行前に指定された特定街区に関する経過措置

この法律の施行の際この法律による改正前の建築基準法(以下旧法)という。第五十九条の二第一項の規定により指定されている同法別表第五の欄の各項に掲げる特定街区は、この法律による改正後の建築基準法(以下新法)という。第五十九条の三第一項の規定により指定された特定街区と、当該特定街区についての旧法別表第五の欄の当該各項に掲げる建築物の延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下同じ。)の敷地面積に対する割合並びに同法第五十九条の二第一項の規定により定められた建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限は、新法第五十九条の三第一項の規定により定められた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限とみなす。

理由

都市の発展に即応する適正な建築物の規模を確保するため、容積地区の制度を設け、その地区内の建築物について、高さの制限に代えて、その延べ面積の敷地面積に対する割合等を規制し

及び建築物の建築等に関する確認手数料の限度額を増額する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○補正委員長 まず、両案について提案理由の説明を聴取いたします。松澤建設政務次官。

○松澤政務次官 ただいま議題となりました屋外広告物法の一部を改正する法律案につきまして提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

国土の美観風致を維持するための屋外広告物の取り締まりは、都道府県の事務として条例の定めるところにより着々その成果をあげつつあるところでありますが、最近の市街地を主とするいわゆるビル、ポスター等で条例に違反したもののはらばは美観風致をそこなうこと著しいものがあります。これらの違反張り紙について、違反の現状等を勘案し、行政代執行法の手続によりなす改め、市街地等の美観風致の維持を確保できることとするようこの法律案を提出することといたしました。

次に、この法律案の要旨を申し上げます。屋外広告物法に基づく条例に違反して張られた張り紙の除却は、都道府県知事みずから、またはその命じた者もしくは委任した者が直に行なうことができることといたしました。ただし、この処分は、一般の行政処分と異なり、処分に対する不服の審査等の手続をとることが不可能であることにかんがみ、違反の事実が明らかなものに

限って適用することとし、国民の権利の保護に遺憾のないよう規定いたしました。

なお、この法律案の施行期日につきましては、条例の改正等必要な準備のため、公布の日から九十日を経過した日から施行するものとしてしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

なお、ただいま議題となりました建築基準法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

最近における建築技術の進歩により、わが国においても従来より高層の建築物の建築も可能となっており、土地の合理的利用の点からも、現行の建築物の高さの制限は、実情に合わない面が生じていると考えられます。一方、また、最近における都市の交通難等の実情にかんがみ、道路その他の都市施設との均衡を考慮して、建築物の規模の規制を行ない、健全な都市を育成することも必要であります。

このような観点から、都市における土地利用の状況及び都市施設の整備の状況等を勘案して容積地区を指定し、その地区内においては、建築物の高さの制限を廃止し、または緩和するとともに、他方、建築物の規模すなわち建築物の延べ面積を規制することが合理的であると考えられます。

このたびこの法律案を提出いたしましたのはこの趣旨によるものであります。

次にその要旨を御説明申し上げます。

す。
第一に容積地区の制度を設けたこと
であります。

建築大臣は、都市計画または土地
利用上必要があると認める場合におい
ては、都市計画の施設として、容積地
区を指定することができるものとし、
この容積地区内においては、高さの制
限すなわち住居地域内においては二十
メートル、その他の地域内においては三
十一メートルの制限を廃止すると
もに、一方において建築物の延べ面積
と敷地面積との割合を規制することに
よって都市施設と建築物との均衡をは
かるうとするものでありまして、容積
地区の種別は、この割合により第一種
から第十種までとし、都市ごとに、地
区の実態に即してその指定をしようと
するものであります。

また、道路の幅員と建築物の高さの
関係についても、容積地区内におい
ては、容積による合理的な規制を行な
うことにより現行の前面道路の幅員に
よる建築物の高さの制限を緩和するこ
ととし、他方、隣地における採光を確
保するため建築物の一定の高さをこえ
る部分の高さについて所要の制限を行
なうこととしたしております。

第二に特定街区の規定を整備したこ
とであります。

現在、特定街区については、建築物
の延べ面積の敷地面積に対する割合は
法律に規定されておりますが、特定街
区の性格にかんがみこの割合を都市計
画決定の際、個々具体的に定めること
とするものであります。

その他確認申請手数料の限度額の改
訂等所要の改正を行なうとするもの
であります。

以上がこの法律案の提案の理由及び
その要旨であります。何とぞ慎重御
審議の上、すみやかに御可決下さるよ
うお願いいたします。

○福永委員長 以上で両案に対する提
案理由の説明聴取は終わりました。
両案に対する質疑は後日に譲ること
といたします。

○福永委員長 次に、住宅金融公庫法
及び日本住宅公団法の一部を改正する
法律案を議題として審査を進めます。
本審査のため、日本住宅公団理事水
野岑君を参考人として意見を聴するこ
とにいたしますと存じますが、御異議
ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○福永委員長 御異議なしと認め、さ
よう決定いたしました。

なお、参考人からは質疑応答の形式
で意見を聴取したいと存じますが、の
で、きよう御了承願います。

○福永委員長 質疑の通告があります
ので、これを許します。岡本隆一君。
○岡本（隆）委員 住宅金融公庫法及び
住宅公団法の改正を機会に、公団の
住宅内部の福祉施設の問題で少しお尋
ねをいたしたいと思ひます。

私がきようお尋ねしたいと思ひ
ますのは、団地におけるところの電話
架設の状況についてであります。た
だいま電電公社の方から団地の中の集
団の電話の一覧表をちょうだいいたし
ました。それで電電公社にお尋ねをい
たします前に、公団の方で団地内住宅
の電話架設の現状というふうなものが

おわかりになるでありませんか。私
がお尋ねしたいのは、第一に団地内に
今住んでいられるのは総数何世帯か、
そこへ電話が架設されておるのが何本
か、何世帯か、そしてまた、電話の架
設を希望しておるのが何世帯かとい
うことがわかりますでしょうか。

○水野参考人 これは昭和三十六年度
末までの状況でございますが、集団電
話架設されております団地は三十二
ございまして、そのうち団地内に架設さ
れておりますものが二十団地でござい
ます。残りした十二団地は団地外に
架設されておるものでございまして、三
十七年度におきましては、約十五団地
につきまして集団電話を予定いたして
おります。そのうち六団地が団地内で
ございまして、残りした九団地が、団
地外の架設を居住者の方で希望してお
られるということでございます。住宅
公団といたしましては、団地内に架設
するものにつきましては、交換所を建
設いたしました。これを建設費で利
用組合に貸貸をする、そういうことで
やっております。毎年六、七団地に
つきまして団地内に交換所をつくる、
そういうことをやっております状況でござ
います。

○岡本（隆）委員 団地内の居住者に対
して電話が供給されておるパーセン
テージはわからないですか。

○水野参考人 大体、現在のところ、
団地が全国で約三百三十ございまして
で、それに対しまして三十七年度分ま
で入れますと約四十七団地、こういう
ような状況になっておまして、この
集団電話の希望が非常に多いというふ
うに考えておまして、住宅公団とい
たしまして、できるだけ集団電話な

り、これにかわるべき、これ以上の施
設整備というものは、ぜひともやる必
要があるというふうに考えておりま
す。

○岡本（隆）委員 今、数字をお持ちで
ないようでございますが、後ほど資
料を出していただきたいと思います
が、その内容はわかっておりますか、
団地居住者が何世帯、それに対してす
でに電話が架設されておるのが何世
帯、それは集団電話をも含めて、集団
電話を一つしない。各戸で引けてお
ればそれでいいわけですから、電話が
一応何世帯に行き渡っておるか。それ
からさらに希望者がどれだけ残ってお
るか、それを数で、同時にパーセンテ
ジで出していただきたいと思います。

その次に、集団電話が架設されておる
数と、どれだけの団地が集団電話を希
望されておるか、その希望数、できれ
ばその個所も一緒に御出願願いた
い。

それから、もう一つお尋ねいたした
いは、先年公団法を改正いたしまし
て、中にサービスマンをつくれること
にいたしました。住宅公団としては団
地電話の架設という仕事は、そのサー
ビス会社にやらせたいという御方針な
のか、あるいは公団が建物建て、今お
話しの交換所を建てて、サービスマン
以外の電話をいろいろ扱っている業者
がございまして、それにやらせる方針
がございまして、基本的な考え方はど
ちらなんですか。

○水野参考人 まず初めにお話のござ
いました数字につきましては、資料を
整えましてお届けいたしたいと思ひま
す。

それから、第二の問題でございます
が、住宅公団といたしましては、団地
サービスマンに電話の交換、集団電話の維
持管理を一元的にやらせたいというよ
うなことは考えておりませんが、あくま
でも、利用者が組合をつくっていただ
きまして、組合が団地サービスマンを使
う場合もありましようし、あるいはその
他の会社、協会、自営でやるというよ
うな場合もありましよう、それは一に
利用者がおきめいただく、それで利用
者が組合をつくって、そしてその組合
で団地サービスマンをやってもらいた
い。こういう考えでございます。

○岡本（隆）委員 それでは、電電公社
の總裁には雪の中をお越しいただいて
御足労でございますが、最近週刊誌
を見ておりますと、公社の方では集団
電話というものを好みになつておら
れないというふうな印象を受けるよう
な記事が出ております。団地のような
集団したところでは、私はむしろ集団
電話でいった方が、充足率も、またそ
の利用の効率も高まるので、団地の中
では、集団電話としてどんどん電話網
を進展させていくべきである、こうい
うふうな考えを持つのでございませ
うが、公社の御方針を一つ總裁から承
りたいと思ひます。

○大橋説明員 現在の公社の建前とい
いましては、近ごろ団地等におきま
しても、一般の電話を普及する、これ
が原則として当然のことと考えており
ますが、ただ最近急激に団地が方々に
できましたので、予算等の関係上、な
かなか思うように需要に應ずることが
できませんために、たしか昭和三十四
年の暮れでありましたか、現在の御指
摘のような集団的の団地電話というも

のを、ごく応急の措置としまして、試験的に今日までやって参ったのであります。先ほど御説明のありましたように、これは組合を結成いたしましたので、その組合の電話として一般の公衆電話の何本かの線をそこに入れまして、そういうやり方でおっております。きわめて旧式といえ旧式でありまして、一般の都会においてはすべて自動電話になっておるのに、昔の旧式の磁石式と共電式をやっておりますので、これは、決して完全な電話ではございません。のみならず、組合でやっておりますに、いろいろなめんどうなこともありますので、私どもとしては、できれば何とかこれを改善していきたい。そこで、従来は公社の方でも実は手が回らねておりましたので、今申しましたような要則的なことをやっておつたのであります。今後は、できるならば、自動交換の電話として、かりに集団電話をやるにいたしても、そういう方式でやっていったらどうか、しかもそれは、組合組織でなくて、公社の直営の電話として電回式のものをやつていったらどうかというので、今研究いたしております。だんだん構想もまとまりましたので、できるだけ早く関係方面の御了解を得た上で新しい方式を一つ考へてみたかどうか、かように考へておる次第でございます。

○岡本(隆)委員 公社から出ておりますパンフレットを見せただけですと、需要に対する充足率が三十六年度で三五%、三十七年度は大体予定が三六%で三十八年が大体三八%であるという数字が出ておるのでございますけれども、こういうふうに非常に充足率が不十分な段階では、むしろその充足

できない今は、少ない回線をできるだけ有効に使うということを考へていただかなければならない。国民が希望しておるのは、やはり申し込むとすぐに引いていただける、こういうふうなことを期待しておるわけなんです。ところが、電話架設の現況というものは、二年、三年待つてもなかなか引けない。しかも、電話局へお百度を踏まなければならぬというふうなのが今日の現状なんです。そしてまた、政府の方でも、財政投融資から相当な金を電電公社の事業の拡張のために投資しておるけれども、しかしながら、なかなかそれが需要に追いつかない。しかも経済成長とともに、ますます電話の需要はふえてくる。こういうことになって参りますと、この充足率が、それでは大体何年たつたら、あなたの方へ電話を申し込んだらすぐ引いてもらえるようになるのか、そういうふうな見通しを持って、あなたの方で今事業をやつておられるのでしょうか、その見通しの辺を承りたいと思います。

○大橋説明員 近來、電話に対する国民の需要が非常に多くなつて参つたことは、御承知の通りでございます。その需要に應ずるという意味もありまして、昭和二十七年から従来の官営の方式を改めまして、現在の公社組織になつたわけでございます。公社といたしましては、設立後直ちに將來に対する拡張計画を立てまして、二十八年から三十二年までの第一次の五カ年計画をまず最初に実行いたしました。この五カ年間に、百八万の電話の架設をやつたわけでありまして。しかし一般の申し込みは、その程度ではなかなか需要に應じ切れませんので、申し込んで

もつかない、たゞいま御指摘のような電話がだんだんふえて参つた状況でございます。第一次の拡張計画が済みましてから、直ちに第二次の拡張計画を設定いたしました。これは昭和三十三年から三十七年、つまり今年度までの五カ年間の第二次の拡張計画であります。第一次では、先ほど申し上げましたように、その五カ年間に百八万の電話の架設をやつたわけでありまして。一年平均にいたしまして、二十万ずつ架設いたしましたわけでありまして、しかし、そのくらいでは追いつかないというので、第二次の五カ年計画におきましては、最初の計画は、まず新規の申し込みが大体二十三万ずつあるだろう、こういう一応の推定を立てまして、それに対して二十七万ずつ架設をいたしていく、こういうことで、その年の申し込みを充足したほかに、なお従来のたまつておるものも幾らかずつ減らしていくという考えであつたのです。ところが、いよいよ実行に入りますと、最初の予定の二十三万はおろか、三十万以上もどんどん申し込みがあるという状況でありましたので、第二次の五カ年計画の途中でありましたが、あとの三カ年につきましては、従来の計画をさらに拡張いたしました。あとの三カ年間は平均四十三万ずつつける、こういう計画に変更いたしました。しかし、年次別にいたしましたすと、その第二次拡張計画の第三年目、つまり改定計画の初年目が四十四万、第二年目が四十三万、第三年目が四十六万というふうに、漸次数を増す方法で改定いたしましたわけでありまして。しかし、その拡張計画の進行中に、内閣の方面の所得増進計画というふうな

ものが発表されて、それに適応する必要もありましたので、最初の三十五年のときは四十万という予定を実行いたしましたのでありますが、その次の年は、四十三万の予定を、さらに五十万に改定をいたしました。その次の三十七年度におきましては、つまり本年度ですが、さらにそれを六十万に改定して、現在実行いたしておる段階であります。しかしながら、それでもなお今まで御指摘のようになり、需要に應じ切れませんので、今後の計画といたしましては、さらに来年度から第三次の拡張計画を立てまして、予算にもその第三次の拡張計画の初年度の予算を要求したわけでございます。その計画によりますと、第三次拡張計画の五カ年間は五百方に電話を架設する、平均い

たしますと年百万ずつつけるという計画であります。しかし、それですべて平均で百万ずつでなくて、漸次ふやしていく行き方で行くというところで、三十八年度は七十万、三十九年度は八十五万、四十年は百万、四十一年度は百十五万、四十二年度は百三十万というふうな、順次増していく計画でありまして、五カ年間に五百万つけよう、こういうことであります。しかし、それでもまだ充足し切れません。そこで、私どもの計画としては、さらに第四次の拡張計画を引き続いてやらなければならぬと考へております。従つて、今日からいいますと、十年後の四十七年度末においては、現在の積滞と申し述べ、申し込みを追つかない電話を全部解消し、そのときには、申し込めばすぐつくという電話の状態にいたさうというので、私どもも考へておるところであります。

○岡本(隆)委員 そういたしますと、大体今電話をつけたという希望の人は、昭和四十七年、これから十年たちますと、大体その希望が満たされるという見通しのようにありますけれども、しかしながら、現在電話を引くのに、大体十二万の公債を引くことで、そこへ架設費を払うということ、十三、四万かかるわけでございます。そういうふうな経済的負担を上に乗つて電話をつけたという人の需要が、それで満たされるわけでありまして。しかしながら、かりにもっと電話が安くなるようなら、私はまだ希望者はふえると思つております。だから、公社が国民のために電話を供給して、できるだけ国民がこういう文化的な施設を利用する、それを促進するといふふうな建前から公社といふものが置かれて以上、現在の電話需要といふものを平面的に考へないで、もつともその底には大きな潜在的な需要がある。だから、十年たつたら、需要が満たされます、こういうことは、それは表面に出てくるものの潜在的な需要といふものを見ないといふ弊があるのではないかと考へて、まず第一点でございます。

その次に、そのように電話を一回線つくるのは、相当な投資がかかるはずでございます。聞くところによりますと、電話回線をつくるのは、大体諸施設が三十二万くらいかかるのだというふうなことを聞いております。そうしますと、その三十二万というふうな金をかけたところの電話回線の施設をつくつて、それでもって団地内電話というふうな――これは事業用の電

話と違って、比較的使用の回数が少ないと思います。電話の必要度は、その人の社会的な地位あるいは職業的な地位と申しますか、そういうふうな点によって非常に高いと思うのです。たとえば団地の中には新聞記者もたくさんおられます。あるいはいろいろな文化人もおられます。あるいはまた、私は医者でございますが、子どもの病院のお医者さんも団地の中に二、三人住んでおります。ところが、夜間緊急に用事ができたような場合に、一々自動車で呼びにいかねば用が足せない、こういうふうなことは実に困るんです。だから非常に文化的な水準の高い仕事に従事し、かつまた電話が非常に切実に利用回数は少なくても、必要な場合にはほんとうに緊急に必要だ、こういうふうな人が多いんです。電話がなければほんとうに困るんだ、公団住宅に入れたら困るんだ、電話がないのが何よりも困るという人がおられます。だから、そういうふうな電話が非常に緊急に必要な人々に対して、電

話でやっていく。そして一本の回線を十世帯、二十世帯の多くの世帯で利用することによって、その投下資本を効率的に使っていくということが私は必要なことではないかと思ひます。だから、公社の方ではいろいろな希望を持っておられますが、国民がほんとうに求めておられるのは、やはり電話が一日も早くつくこと。そうして電話というような文明の利器がでるだけ国民全体にしかもあまりお金がかからないで利用できるということ、この二点にあらうと思うんです。そこで、公社の方では、今おっしゃったように、団地内でも共電式の電話でやって、自動式ではない、だからこんなのは時代おくれだ、こういうふうな意味のお言葉でございませうけれども、しかしながら、私は、やはり共電式の電話には共電式の電話なりにはいろいろあると思うんです。便利のところはあります。たとえば留守中に電話がかかりまして、交換手に頼んでおけば、帰ってくればまたその用事を伝えてくれるというような便利な点もあるんです。だから、そういう共電式の電話を、それは形式は自動式の方がいいでしょう。しかしそのかわりうんと高くつくのです。だから、需要が満たされるというふうな点においては、共電式で十分間に合うのでありますから、共電式で一応やるべきであると私は思ふんです。そして将来ずっと電話が一般に普及し、非常に便利になつてくれば、共電式の電話の設備というものは、そう高いものじゃございませぬから、それを自動式のものに切りかえるということは何でもないんです。たとえば

今ほとんど共電式でもって充足してある。それで十年ほどたてば共電式の電話というものはおそろしくたんでくると思うんです。償却すべき時期がくると思うんです。償却すべき時期がきたら、そのときには今度は自動式に漸次切りかえていくというふうなことで十分であらうと思ひます。だから、需要度の非常に高い今日、しいて一斉に自動式で始めなければいかぬのだというふうなことは、私にはもう一つ理解できないのでございませうが、公社側の御意見を承りたい。

○大橋説明員 ただいまの御質疑は、二つの点があつたのだらうと思ひます。第一の、できるだけ安く電話をつけるという点、これは私も最も望ましいことだと考えております。ただ現在と、ところによつて引き受けていただく公債の額も非常に違うのでございませう。いなかの方は、公債は二万円くらい引き受けていただければいいところが、あります。しかし、東京とか大阪とかいう大都市になると、実は十五万円の公債を引き受けていただいております。そのほか一万余りの手数料式のものもやっております。そこで、このことも私どもは決していい制度だとは思つておりません。こういう加入希望者に公債を持っていただくというものは、決していい制度とは思ひません。決するが、いかにせん、私どもの財政上の関係で——いかにせん、私どもの財政投融資で全部引き受けていただければ、そういう御迷惑を加入申込者にかけることにはならないわけでありませうが、なかなか財政投融資というもの

も、各方面の需要が多いわけでありまして、そうはたくさん引き受けてもらうわけにいかない。従つて、やむを得ない手段といたしまして、私どももかようなことをお願いしておるわけでありませう。そんなことで、できるだけ安くかけるということ、私どもの最も希望するところでありませうが、財源の必要上やむを得ずかような手段をとつておるわけでありませう。おそろしく今後十年先になりますと、あるいはこういうことをしていただかなくてもいい時期がくるのではないか、われわれはそれを理想として今努力いたしておるわけでありませう。

それから、いま一つ集団電話のことでありませう、これはただいま御指摘の通り、私どももその御趣旨によつて現在の団地電話というものをやっておるわけでありませう。ただ、今の団地電話という制度は、必ずしもいい制度ではない、いろいろな欠点がありますので、お示しのような趣旨を尊重しながら、もう少しいい電話にしたいというのが私どもの今考えておるところであります。将来団地電話を全部やめてしまつて、一般の加入電話にすべてするという趣旨はございませぬ。やはり少ない局線を多数の人に利用していただくという根本思想の上に立つて自動交換の電話をやる、しかもその設備を公社みずからの手でやる、こういうことを考えておるわけでありませう。できるだけ早く構想をまとめて実施したいと思つておりますので、いづれ遠からず何らかの結論が得られると思つておりますが、ただいまはそういう状況でございませう。

○岡本(隆)委員 大体、少ない回線をできるだけ有効に利用するには、団地集団電話でいこうという基本的な構想には賛成だ、しかし現在の団地電話にはいろいろおもしろからざるところがあるというお言葉でございませうが、それはどういふ点なのでしょう。直接その事務に当たつておられる方からでも一つお聞かせを願ひたいと思ひます。

(委員長退席、薩摩委員長代理着席)

○千代説明員 三年間やった結果、現在私どもが掌握しております長所、欠点と申しますか、先ほどおっしゃいましたお言葉の中で、留守のときに伝言してくれるということ、これは確かに長所でございます。けれども、交換取扱者の勤務時間等のために、えてして夜間、住宅が一番電話の要るときに、その交換取扱者が、あるいは病気で休んだというふうなことののために、間々不便なことがございませう。こういう点が一つ考えられます。ほかに、現在かりに東京の市内にございませう、団地電話に千葉の加入者からダイヤルで電話がかかります。そういういたしますと、交換台に入つたときから私どもは料金をちやうだいするような機械的の装置に相なつております。従ひまして、かけた方の千葉の側の加入者のためには、向こうの交換の粗漏れによつて、通話をしないにかかわらず通話が始まるまでに非常に多くの料金の御負担を願う、こういうふうなことが非常に大きな欠点でございませう。これは将来自動の市外通話が日とともに伸びていきますので、そういう場合にもこの欠点を取り去るには、内部も自動にいたしませんとこれは取り除けない欠点でございませう。こ

それが非常に大きな欠点でございます。

それから組合をつくられて、それと受託者と申しますか、サービス会社とかその他いろいろございますが、そここの間に——最近ではだいぶよくなつてきておりますけれども、どちらかという受託者の方に専門家がはいわけてございまして、それに言葉は穩當を欠きますけれども、当初より回される傾向があるというところがございまして、中には組合員と受託者の間に相当なトラブルが起りました例が相当ございます。それから大きな団地で、当初から一万坪とかいったようになつております。そうなる参りますと、すでにそこに入られる人数というものから、いわゆる手動と申しますか、交換手によって作業するのに過当でないほどの大きなものができています。こういうことも私も困つてい

る点でございます。

またさらに、従来できておりますものの減価償却というところが十分行なわれておらないことは、われわれ初めから予想はしておたのでござい

ますが、事実減価償却が不十分でございますので、一定の期間が参りました場合に、その中の利用者の皆さんが非常に大きな負担をされなければならぬということが、何か目の前に見えておるような感じがいたします。

漏があるようなものがございます。さらにまた、先ほどもお話の中にござ

ました共電式のものをおつくりになる場合の負担が、私どもの方で現在や

ております二共同の住宅電話というものと比べますと、必ずしも安くござい

ません。もちろん安いところもござい

ますけれども、安くございませんに、月々の負担でも、むしろ公社の直営の電話が入った方が安いというところが多々ございまして、従いまして、先

ちやくが起るそれはなるほど業者と

利害の衝突というものはあらうと思

います。これはしかし公社側の指導面

どうにでもなると思うのです。そう

してまた、そういうふうなたびたび

からその間に償却して新しい機械とど

んどん取りかえていくことができるよ

うな方針でやってもらわなければ困

る。また、あなたの方が将来自動化

していきたくおっしゃるなら、この次

はそうかもしれません。しかしなが

ら、大体団地ができてゐるのは都会地

に近いところでありまして、従つて、

やはりそう安く電話が加入できないと

ころが多いので、かりにまた、共同電

きょうつけるという自信もないのに、
そういうふうなことを理由
に、これは集団よりも共同の方がいい
ということ、私は理屈にならない
と思う。そういうふうなからい
るな点を考えていけば、今あなたの方
が困ると言われるところの理由とい
うものは、ほとんど納得しがたいもの
ばかりが理由としてあげられておる。だ
から、うなづける理由というものが何
にもなしに、しかもなお、集団電話とい
うものに対して、あなたの方が積極的
でないということには、何かほかに理
由があるのではないかと申すのです。

結局は、公社の手で、自分の方で自動式
でやっていきたい、こうあなたの方は
おっしゃいますが、こういうことにな
ってくると、私はこれは一種の縄張り
主義じゃないかと思うのです。自分の
方で十分満足を利用者に与えることが
できないで、しかもこれはおれの縄張
りなんだ。これに手をつけてもらって
は困る、こういうふうな態度というも
のは——あなたの方公社というものは
の機関です。公共の機関です。公共の
機関を扱われる方のお考えとは思えま
せんが、一つお考えを承りたい。

○千代説明員 いろいろ御質問があり
ましたが、最後の点を先に述べます
と、積極的でないというお話でござ
いますけれども、いわゆる通話数の少
ない団地の電話を、投資効果上、十分
に私の方で自営で直営でやってやれる
というふうな方向で今考えておるわけ
でございます。やって半年にできない
とかあるいは十年待たなければいかぬ
という問題ではなくて、現在のいわゆ
る団地電話、これでも工事を始めます
とやはり四月とか五月かかってお

ります。そういったスピードで公社直
営のものが供給できるという考え方
で——結局供給力の問題であります
が、その点を考えながら新しい直営の
ものを今考えているわけでございま
す。そうすれば、いろいろな、先ほど
申し上げてあるいは御批判をいただい
ておる点もございしますが、私どもの考
えますような欠点が全部なくなるじゃ
ないか。

〔薩摩委員長代理退席、委員長
着席〕
それから先ほどもございました償却
不足に対する指導という問題、今日ま
で私も一生懸命やっております。特に
昨年の九月末に料金改訂をしました際
には非常に負担が低くなったものでご
ざいます。それを償却の方へ回すとか
いろいろな問題を指導いたしております
ので、御了承願いたいのでありま
す。

それから、交換手の供給源という問
題についてお話がございました。これ
までのところ、団地電話と申しますの
は大半が大都市の近くでございます。
大都市というのは現在交換手が不足を
いたしております。私の方が実は採用
を毎月やっていると、いろいろな状態
でございまして、事東京に聞きます限
り、こちらがもらいたいところのこ
ろでございまして、ただ、将来団地が
いふん小都市にまで及ぶというよう
な場合は、だんだんそういう傾向にな
ってきているようでございすけれど
も、その点どうだということござい
ますが、私どもの方の考え方では、あ
るいは直営であいいったものをやっ
たらどうかというふうなことでござ
います。考えてみたわけでございますが、なか

なかに団地内の問題は、一つの会社の構
内の交換等と違っていて、いろいろな
各界各層の人が入っておられます。町
のまん中の一角をとって見たのと何
も変わらないのであります。転々と人が
変わるというふうな場合は、交換台
の取り扱いについて移動的に応援する
というふうなことが困難になって参り
ます。そういった面で交換技術上番号
で呼ばなくて何の何さんというふうな
ことが行なわれておりますから、非常
に困難でございます。こういう工合に
考えております。

○岡本（薩）委員 先ほどから私申した
のですから、これ以上申し上げると
どいことになるかもしませんが、あ
なたの方は直営のものを早急に引い
ていくように努力しているのだ、こう
いってお説でございます。それをもつ
てございす。しかしながら、とにか
く今電話の充足率というものが非常
に低い。しかも、その充足率を一〇〇
にするには十年かかるのだ、だから
回線が一本でも二本でもふえたもの
は、そういう意味におきましては、い
ろいろな事業会社や利用回数が非常
に多いところの施設が電話を要求し
て、だからそこへは早急にどんどん回
してやってもならなければならぬ。
経済が成長すればするほど、それは需
要が伸びます。だから団地のような利
用率の低い、通話回数の少ないところ
へは、一本一本の回線を回したのでは
もったいない。これはあなたの方の事
業という立場から考えれば私はずう
であると思う。また国家的な見地から
も、私はそうであると思う。だから、
団地のようなところは、ちょうど向

うさんが望んでくれるのなら、むしろ
集団電話の方がもつての幸いだ、こ
ういうふうな結論が出るわけなんです
。しかも集団電話ならいろいろの利便
があるのです。かえって集団電話で
方がいと思われ節の方が多いので
す。悪いという理由は、あなたの方
から説明を聞いても私どもは納得
できません。だから、むしろあなた
の方の局なり市内を走っておるもの
のケーブルなり、そういうようなもの
を有効に効率高く使っていくには、
団地内電話というものはむしろ——
必要の高い人は個人の単独電話を引
かせる、しかしながら、需要がそう高
くない人は集団電話で申しんばう願
うという方針になるのが、私は順序
であると思う。

総裁とお尋ねいたしますが、私の今
言っていることは間違いだと思いに
なりますか。私はどうも総裁のお
っしゃること、それから先ほどの局長
のおっしゃること、納得がいけない
から、重ねてお尋ねいたします。

○大橋説明員 先ほどの私どもの説明
がどうも不十分であったと思ひます
ので、御理解いただけなかったかと思
ひますが、今御指摘の、少ない線を有
効に使うという趣旨は私ども最も希望
するところなんです。その趣旨を十分
生かしながら、やはり集団的の電話と
して今度やるつもりなんです。それが
今のような、手動式でなく自動式に直
すというだけなんです。線を経済的に
使うというところは、御趣旨の通りな
んでございす。

います。それにはほぼ匹敵するものを
私の方で局線を少なくして、その
先へ一つの機械をつけます。これが
ようやく技術開発が完了いたしました
で、そういった機械が——ちょうど一
間に奥行四尺ぐらいの、コンティナ
ーみたいなものでございすが、約二
百入る、あるいは二百四十でござい
ますが、そういったものが技術開発で
ございす。今考えておりますのは、そ
ういった方法でやろう、こういうこと
でございす。もちろん私どもも、局線
が、多数要る問題が一番悩みの種で
ございまして、先生のおっしゃる通
りに、利用頻度の少ないお客さんのを
どういうふうな架設していくか、将来
ますます住宅電話はふえますので、今
一生懸命やっておりますのでありま
す。

第一段階はそういう方法で団地に新
しいものを置いてやろう、こういう趣
旨を先ほど総裁の御説明で申したので
ございす。

○岡本（薩）委員 技術開発ができた
ということでありまして、それはごく
最近やうという方法ができたとい
うことのように受け取れますが、そう
いたしますと、今そういう機械の年間
生産力はどれだけのところですか。そ
してまた、各地に起こっているところ
の団地の需要を満たせるような生産
力には何年かかるか。そういう見通
しはなればならないと思うのです。あ
なたの方でそういう技術開発ができ
た、だからそれでいきたいという御
方針はわかります。しかしながら、技
術開発ができて、それを工業生産化
し、商品化し、しかもそれが普及し
ていくのには、やはりある程度の時
日を

であります、今需要の高いときに、そういうふうなものがどんでんきてくれば、それが足りない分はそれでやってくる、それが足りない分は共電式でもどんでんやらせる、そして寿命が来たものから順ぐりに自動式に変えていくということでも不自由ないじゃないか。各地に電話需要の申し込みがある、それに対して、技術開発ができてそれが工業化するまで、そしてそれが相当需要にこたえられるまで、お手々をひき置いて待つていらっしゃい、こういう態度は、私はあなたの方のちよつとお殿様ぶつた態度のように受け取れる。そういうふうなことは私は承服できません。そういうことなしに、あなたの方で一つ、そういうことを考えて、一応は技術開発はできても、それが十分間に合うまでは、現在の設備でも進めていただくということをお願いしておきたいと思ひます。

そこで、具体的な問題で伺つていきますが、週刊誌に出ておつた記事であります、赤羽団地でも二六六戸の世帯のうち千四百八十戸がすでに一万円ずつ金を払い込んで開通を待つておる。あなた方は、一たんこれは大体了解していられた模様である、この記事は報じております。それを急にあなたの方で、それはちよつと待つた、こういうことになったので、非常にこの団地でも困つておるといふ記事が出ておりますが、この間の事情を、どういふところが原因なのか、一つ公社から御説明願ひたいと思ひます。

十二月の末でございますか、ああいうものが、できておるはずがないものができておりました、実はびっくりしたわけでありまして。昨年の八月の末日まででございますか、赤羽の局の方で受け付けて、私どもの方へ各段階の審査を経て参つたのが十月の末ごろと思ひうのでございますが、何しろ従来に規模を見ないような大きな団地でございます。その点から私どもいろいろと審議しておつたわけでございます。たまたま現在やつております団地施設そのものが、ちよつと三年くらいたつておりますし、その間のいろいろの調査の結果、功罪いろいろございまして、これを試験的な実施から本格的実施に切りかえるべく考えておる最中だつたわけでありまして。根本的にどうするかという点は、先ほど来申し上げておりますように、もう六年前からやつております小型の従局制度に使う交換機が、すでに数カ所でテストをいたしまして、供給能力もできましたので、これをやろうということと考えておつた最中でございます。現在最終的結論を得る直前まで参つておりますが、この赤羽その他すでに申し込みのある団地については、第一次的に一般の加入電話で需要が満たせないかということをおもひます。検査するわけでございますが、それをやりまして、赤羽台の方では加入電話で充足できないことがわかりまして、団地電話として近く承認するよくな運びに相なつておるのが今日の状況でございます。

○岡本(隆)委員 そうすると、狹窪団地や矢部団地でもいろいろなトラブルが起つておりますが、あなたの方として今後はこういうことはなさいませんか。たとえば狹窪団地のこともここに出ておりますが、これは一たん集團電話が許可されておる。ところが、そこへあなたの方で大量の個人電話をとるなさいと言つていかれた、あるいはまた矢部団地に対しては、矢部団地の方で長く計画を組んで許可を申請しておる、ところが、あなたの方は急にそこへ共同電話をとりなさい、集團電話はもう許可しない方針ですからというやうなことで、共同電話をとることを強要されたというふうなことがこの記事に出ております。今後はこういうことはなさいませんか。

○千代説明員 狹窪の団地の団地電話では、向こうの内線の利用者の方から、一般の電話を使ひたいという御要望がございまして、それでやつたわけでございます。それからいま一つの矢部団地でございますが、この方は、私どもの方が一般加入電話の供給力を待つておる地域でございますので、それがあつた場合には今の団地電話はつくらないという方針でございます。それで一般加入電話で充足したわけでございます。

○岡本(隆)委員 私はそこに問題があると思ひます。供給力がある場合には、団地電話をつくらないというあなたの方のお考えに問題があると思ひます。それはどういふことかと申ししますと、供給力がありまして、電話に対する需要というものはほとんどふえていくものなんです。だから余力は残されていいと思ひます。そういう集團電話で可能なところは集團電話でやつて、将来の需要に残しておく。今できたところの施設をそのまま今一〇〇%使つたら、すぐまた充足できないやうになるじゃありませんか。だからそういう余力を大幅に残しておくという見地からも、むしろ団地電話をやつていけるところは、団地電話でいくんだ、集團電話でいくんだ、こういう方針にならなければいけないと思ひます。それこそ今總裁のおっしゃつたケーブルをできるだけ有効にという考え方で、充足するだけ有効にという考え方で、充足する余力がある場合には集團電話はつくらないのだという考え方は背中合わせです。だから總裁のお考えと営業局長のお考えとが、そういうふうな不統一、背中合わせの考え方、運営が行なわれていふことは、私はそれは公社というものが、總裁の指導が悪いのか、あるいは總裁の言うことを聞かぬあなたが悪いのか、どちらか知りませんが、そういうふうな一致しないやうな方針でこへ来て、そういうふうなことを言われるのは困ると思ひます。そういう点は、あなたの方のほうきりした總裁のお考えに従つたところの運営を将来やつていかれることをお願いしておきたいと思ひます。それから赤羽団地に許可を近く出すと言われますが、近くというのとは半年も近くかもしれません。あるいは十年先といふのが二年先に縮まつたら、それも近くじゃないかということも言えるかもしれせん。赤羽団地は、一体近くといふのは大体どれくらいの期間をさすのか、それも承つておきたい。

○千代説明員 二週間くらいかかると思ひます。

○岡本(隆)委員 それでは總裁、雪の中をどうもありがたうございました。總裁のお考えは、ケーブルはできるだけ有効に、従つて将来は、集團電話といふものは、むしろ奨励するのだ。ただ、技術上の問題はあつたが、しかしながら、できるだけ集團電話として団地には将来やつていきたいというふうな總裁のお考えを公社の中に十分徹底させていただくようにお願いして、總裁に対する質問は終わりたいと思ひますが、何か御意見があればおっしゃつていただきたいと思います。

○大橋説明員 電話の一般原則といひますか、原則的の方針は、全国を公社で統一した、全国一団とした電話網をつくりたいというのが根本の方針でございますから、これを動かすつもりはございません。ただし、その方針で予算その他の関係上、どうも一般電話をつけ得ない地域に対しては、何か特殊な方法を講じなければならぬといふのが、今日の団地電話の発生したゆゑんでございまして、今後その例外的措置として、団地電話をつくるというのだという方針は、将来も変わらないうつもりでございます。

○福永委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は来たる二十日水曜日、午前十時から理事会、十時三十分より委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四分散会